

公 示

R 8 . 2 . 2 7 改訂版

公示第 2 5 号

個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号）で規定する、法令の試験については、下記のとおり定めたので公示する。

平成 1 4 年 7 月 1 日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

I. 試験制度

1. 事前試験

許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。

2. 申請後試験

譲渡譲受及び相続の認可申請をした者を対象として実施する試験。

II. 事前試験

1. 受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（1）から（3）のいずれにも該当する者であること。

- （1）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。
- （2）年齢が 6 5 歳未満（人口が概ね 3 0 万人以上の都市を含まない営業区域等における受験者にあつては 8 0 歳未満）であること。
- （3）「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号。以下「審査基準公示」という。） 1. （3）②又は 2. （3）に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- （1）受験者は、北陸信越運輸局長あてに別添 1 の受験申込書を提出することとする。
- （2）受験申込書の受付期間は、毎年次の（3）で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

ア 4月1日から5月31日まで。

イ 8月1日から9月30日まで。

ウ 12月1日から1月31日まで。

(3) 試験の実施時期は、毎年次の各期間におけるいずれかの日とする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目処に、合格者の公表を行うこととする。

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発行することとする。

(3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

① 合格証の発行日から2年を経過する日

② 年齢が65歳（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあつては80歳未満）に達する日の前日

5. その他

(1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることができることとする。

(2) 試験合格後に1.(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)又は(2)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であつて、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(2) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) 相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)の実施時に併せて行うことができるものとする。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を発行することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) 不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行う。

5. 申請事案の却下処分時等における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分等となる場合に限り、その却下処分時等に別添3の合格証を発行することとする。

(2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

① 合格証の発行日から2年を経過する日

② 年齢が65歳（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあつては80歳未満）に達する日の前日

IV. その他

1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。

2. 試験の実施日時、場所については、事前に公示するとともにI. 1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者あてに通知する。

3. 2. の受験者に対する試験実施通知には、営業区域を記載する。

4. 試験結果の公表は試験実施後2週間を目途に以下の事項について公表することとし、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。

なお、個人的な得点の照会については、本人の確認が困難である等の事情により応じない。

(1) 受験者数

(2) 合格者数

(3) 法令試験の最高点、最低点及び平均点

5. 試験に欠席した者は原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続きを行う。

附 則（平成14年7月1日付け公示第25号）

1. この公示は、平成14年7月1日以降に実施する試験から適用する。

2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成14年1月18日付け公示第95号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成16年12月15日付け公示第98号で一部改正）

この公示は、平成17年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成24年2月1日付け公示第72号で一部改正）

この公示は、平成24年3月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成27年1月19日付け公示第71号で一部改正）

この公示は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成27年9月28日付け公示第43号で一部改正）

この公示は、平成28年3月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和2年12月24日付け公示第47号で一部改正）

この公示は、令和3年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和6年1月25日付け公示第106号で一部改正）

この公示は、令和6年1月25日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和6年5月20日付け公示第11号で一部改正）

1. この公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 令和6年度に限り、Ⅱ. 2. (2)アの受付期間を5月31日までとする。

附 則（令和8年2月27日付け公示第83号で一部改正）

この公示は、令和8年2月27日以降に実施する試験から適用する。

(別添1)

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

(〇〇運輸支局長経由)

住 所
氏 名
生年月日
電話番号

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申し込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号

住 所

氏 名

4. 添付書類

運転免許の種類、運転免許証又は免許情報記録の番号および有効期限を証するに足りる資料の写し

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

	法令試験
出題範囲	別表のとおり
設問方式	○×方式及び語群選択方式
出題数	40問
配点	1問1点
合格基準	36点以上(正解率90%以上)
試験時間	50分

法令試験の範囲

科 目	出 題 範 囲
法令	<p>1. 道路運送法関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号） ⑧一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号） ⑨一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号） ⑪その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。） <p>2. タクシー業務適正化特別措置法関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ②タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。） <p>3. 道路運送車両法関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路運送車両法 <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務） ・第47条の2（日常点検整備） ・第48条（定期点検整備） ・第49条（点検整備記録簿） ・第54条第1項、第2項（整備命令等） ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引き） ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第61条（自動車検査証の有効期間） ・第62条（継続検査）

- ・ 第 6 6 条（自動車検査証の備付け等）
- ・ 第 6 7 条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・ 第 6 9 条第 2 項（自動車検査証の返納等）
- ・ 第 7 0 条（再交付）
- ②自動車点検基準
 - ・ 第 1 条第 1 号（日常点検基準）
 - ・ 第 2 条第 1 号（定期点検基準）
 - ・ 第 4 条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③道路運送車両の保安基準
 - ・ 第 2 9 条（窓ガラス）
 - ・ 第 4 3 条の 2（非常信号用具）
 - ・ 第 4 3 条の 3（警告反射板）
 - ・ 第 4 3 条の 4（停止表示器材）
 - ・ 第 5 0 条（旅客自動車運送事業用自動車）
 - ・ 第 5 3 条（乗車定員及び最大積載量）
- ④自動車事故報告規則
 - ・ 第 2 条（定義）
 - ・ 第 3 条（報告書の提出）
 - ・ 第 4 条（速報）
- ⑤道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - ・ ③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏 名
生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について」Ⅰ.に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

北陸信越運輸局長

印